

## 社会福祉法人桃郷行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：時間外労働時間削減への取り組み、ライフワークバランスの実現  
健康推進に努める。

### ＜対策＞

- 令和3年 4月～ 事業所、職種、職員ごとの時間外労働時間を把握
- 令和3年 5月～ 把握した結果の分析を行い適正配置や業務内容、業務分担等を評価、管理職を対象に情報共有し情報発信

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

### ＜対策＞

- 令和3年 4月～ 相談窓口の設置について職員への周知
- 令和3年 5月～ 相談員の研修

目標3：計画期間内に、年次有給休暇取得率を、毎年、前年度実績を上回るよう取組を行う。

### ＜対策＞

- 令和3年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和3年11月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行い、各部署において年次有給休暇の取得計画を策定
- 令和3年12月～ 法人内広報誌などでキャンペーンを実施

目標4：すでに実施しているノー残業デーの効果測定を行い、完全実施に向け職員への徹底を図る。

### ＜対策＞

- 令和3年 4月～ ノー残業デーの実施状況など各部署の問題点を検討
- 令和3年 4月～ ノー残業デーの完全実施